

# 紋別市では、多くの支援制度を設けて 企業のみなさまをお待ちしております

## ◇ 企業立地に対する助成金

(紋別市産業施設誘致等促進条例、北海道産業振興条例)

分類	対象業種	対象要件		助成率 または助成額	限度額	累積限度額	
		投資額	雇用増				
紋別市	施設 設置 助成	製造業 試験研究施設 先端技術産業 (コールセンター・データセンターおよび 日本標準産業分類に定める情報サービス業 並びにインターネット附随サービス業)	新・増設 3,000万円 以上	5人以上 (工業地域・ 準工業地域 への立地は 3人以上)	投資額の <b>10/100</b>	5,000 万円	同一企業の 施設等につき 2億5千万円
	雇用 増 助成			5人以上	従業員1人 あたり <b>20万円</b>	1,000 万円	—
	施設 設置 助成 (特例)	製造業	新設 10億円以上	10人以上	助成の額等については 議会の議決を経て決定		
		卸売業	新設 1億円以上				
		社会福祉施設 および 教育施設	新設 2億円以上				
先端技術産業 (コールセンター・データセンターおよび 日本標準産業分類に定める情報サービス業 並びにインターネット附随サービス業)、 医療施設、観光・リゾート産業施設および これに類似する公益上、産業振興上必要 と認められる産業施設	新設 3億円以上						
技術 習得 助成	製造業	誘致する産業で、特殊技術 者確保のための技術習得が 必要と認められるもの		経費の <b>1/2</b> 以内	1人 あたり 30万円	—	
北海道	類型 Ⅱ	・市町村連携促進分野 製造業 自然科学研究所 高度物流関連事業 データセンター事業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 コールセンター事業 植物工場(※1)	新・増設 2,500万円 以上 (植物工場は 5,000万円以上)	5人以上 (補助対象施 設と一体的に 事業を行う施 設の雇用増(2 人まで)含む	投資額の <b>4%</b> (地域未来投資促 進法に該当する 新設の場合投資 額の8%)	1億円	同一企業 につき 3億円
			〔市町村が行う立地助成 措置の対象であること〕		雇用増1人 あたり <b>50万円</b> (6人目から支給)	5,000 万円	

※1 工業団地又は工場適地に限る。投資額の8%（増築は4%）助成。雇用増助成適用対象外。

## ◆ 課税の特例 ( 過疎地域自立促進特別措置法 )

内容	対象業種	取得価額		対象設備	特別償却	
		機械・装置	建物等		機械・装置	建物等
設備投資減税 (特別償却)	製造業 旅館業 農林水産物等販売業	2,000万円超		機械・装置、建物、附属設備 (旅館業は建物、附属設備のみ)	10%	6%

内容	対象業種	取得価額合計	対象設備	備考
不動産取得税 (道税)	製造業 旅館業 農林水産物等販売業	2,700万円超	建物、建物の土地	・土地については、 取得から1年以内に 建物建設着手が必要
固定資産税 (市税)			機械、装置、建物、建物の土地	
事業税 (道税)			機械、装置、建物、附属設備	
	畜産業(個人) 水産業(個人)	—	家族での労働日数が 年1/3超～1/2以下	—

## ◆ 課税の特例 (地域未来投資促進税制)

内容	要件	対象設備等	税額控除		特別償却	
			機械装置 器具備品	建物 附属設備 構築物	機械装置 器具備品	建物 附属設備 構築物
設備投資 減税 (税額控除 もしくは 特別償却)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域経済牽引事業計画」を策定し、知事の承認を受けること</li> <li>先進性を有すること等について主務大臣の確認を受けること</li> <li>投資額が前年度減価償却費の10%超</li> <li>対象事業の売上高伸び率が、 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率+5%以上 かつ対象事業の売上高伸び率がゼロを上回ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械装置</li> <li>器具備品</li> <li>建物、附属設備、構築物</li> </ul> ※総投資額2,000万円以上 ※平成31年3月31日まで	4%	2%	40%	20%

内容	要件	取得価額要件	対象資産
不動産取得税(道税) 課税免除	上記の設備投資減税と同じ	農林漁業及びその関係業種 5,000万円	土地 建物 構築物
固定資産税(市税) 3年間課税免除		上記以外の業種 1億円	

## ◆ 融資制度 (日本政策金融公庫・ふるさと財団)

分類	対象	区分	内容	
日本政策金融公庫	知事の承認を受けた 地域経済牽引事業計画に 従って事業を行う者 など	貸付期間	設備資金	20年以内(うち据置期間2年以内)
			運転資金	7年以内(うち据置期間2年以内)
		貸付限度	国民生活事業	7,200万円(うち運転資金4,800万円以内)
			中小企業事業	7.2億円(うち運転資金2.5億円以内)
		貸付利率	国民生活事業	基準利率。ただし場合により特別利率AまたはC
			中小企業事業	基準利率。ただし場合により2億7,000万円を限度として特別利率①または③
ふるさと財団	雇用増1人以上 設備取得等に係る費用 1,000万円以上 (用地取得費除く) など	貸付期間	5年以上15年以内(うち据置期間5年以内)	
		貸付限度	13億5,000万円(借入金額の45%以内)	
		貸付利率	無利子	